

# 伊勢市景観計画及び伊勢都市計画景観地区 関係法令集

景観法（抄）	・・・・・・・・・・	2
景観法施行令（抄）	・・・・・・・・・・	17
景観法施行規則（抄）	・・・・・・・・・・	22
伊勢市景観条例	・・・・・・・・・・	26
伊勢市景観規則	・・・・・・・・・・	31

# 景観法（抄）

（平成十六年六月十八日法律第百十号）

最終改正：平成二十年五月二十三日法律第四十号

## 第一章 総則（第一条 第七条）

### 第二章 景観計画及びこれに基づく措置

#### 第一節 景観計画の策定等（第八条 第十五条）

#### 第二節 行為の規制等（第十六条 第十八条）

#### 第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等（第十九条 第二十七条）

第二款 景観重要樹木の指定等（第二十八条 第三十五条）

第三款～第四款（略）

第四節 景観重要公共施設の整備等（第四十七条 第五十四条）

第五節～第六節（略）

### 第三章 景観地区等

#### 第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画（第六十一条）

第二款 建築物の形態意匠の制限（第六十二条 第七十一条）

第三款 工作物等の制限（第七十二条・第七十三条）

第二節～第四節（略）

### 第四章～第六章（略）

### 第七章 罰則（第百条 第一百七条）

### 附則

#### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備

及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

#### （住民の責務）

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力

しなければならない。

(定義等)

- 第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。
- 2 この法律において「建築物」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。
- 4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 5 この法律において「国立公園」とは自然公園法(昭和三十三年法律百六十一号)第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。
- 6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。
- 7 第一項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

## 第二章 景観計画及びこれに基づく措置

### 第一節 景観計画の策定等

(景観計画)

- 第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となっ

て景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。))の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。))を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
  - 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
  - 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
  - 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
  - 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)
  - 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
  - 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
  - 四 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)
  - 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
    - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
    - ロ 当該景観計画区域内の道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路、河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)による河川、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園、海岸保全区域等(海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。))に係る海岸、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)による漁港、自然公園法による公園事業(国又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。))に

係る施設その他政令で定める公共施設(以下「特定公共施設」と総称する。)であって、良好な景観の形成に重要なもの(以下「景観重要公共施設」という。)の整備に関する事項

八 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
- (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の許可の基準
- (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
- (4) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
- (5) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
- (6) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準

二 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ホ 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの(当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)

六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項

3 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。

一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為

二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの

イ 建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)の制限

ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度

ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度

ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ご

との良好な景観の形成のための制限

4 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。

5 景観計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画(当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。)との調和が保たれるものでなければならない。

6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。

7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。

8 景観計画に定める第二項第五号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。

9 第二項第五号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号、第二号及び第五号ニに掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画(同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。)に適合するものでなければならない。

10 景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

(策定の手続)

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分につい

て、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。

- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者(景観行政団体であるものを除く。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者(国立公園にあっては環境大臣、国立公園にあっては都道府県知事をいう。以下同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項(前各項の規定に反しないものに限る。)について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(特定公共施設の管理者による要請)

- 第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域(景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域)内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。
- 2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

- 3 景観行政団体は、前二項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

(住民等による提案)

- 第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。
- 2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。
  - 3 前二項の規定による提案(以下「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。)の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

(計画提案に対する景観行政団体の判断等)

- 第十二条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第十三条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第十四条 景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(景観協議会)

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。)は、景観協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第二節 行為の規制等

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にななければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
  - 四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
  - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号八(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
  - 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
  - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
  - 八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
  - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
  - 十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備

計画をいう。以下同じ。)又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

- 2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。
- 3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずること

ができる。

- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

- 第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百二条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。
- 2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

### 第三節 景観重要建造物等

#### 第一款 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定)

- 第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
  - 3 第一項の規定は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

(景観重要建造物の指定の提案)

- 第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。
- 2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。)は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。
  - 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係



る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者(当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構)に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

(原状回復命令等)

第二十三条 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これら

の者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第二十四条 景観行政団体は、第二十二条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律(法律に基づく命令及び条例を含む。)で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの(当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第二十六条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

## 第二款 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令(都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。)で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。)

の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者(当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構)に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があつたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けな

ければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第二十二條第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

第三十二條 第二十三條の規定は、前條第一項の規定に違反した者又は同條第二項において準用する第二十二條第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三條第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

2 第二十四條の規定は、前條第一項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三條 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十四條 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前條第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第三十五條 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八條第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益

上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第三十條第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

#### 第四節 景観重要公共施設の整備等

(景観重要公共施設の整備)

第四十七條 景観計画に第八條第二項第五号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第四十八條 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路(以下「景観重要道路」という。)に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三條の規定の適用については、同條第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画(景観法第八條第一項に規定する景観計画をいう。)に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同條第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。）、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体(景観法第七條第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)である都道府県(当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）」と、同條第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

(道路法の特例)

第四十九條 景観計画に第八條第二項第五号八(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三條、第三十六條第二項及び第八十七條第一項の規定の適用については、同法第三十三條及び第三十六條第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八條第一項に規定する景観計画に定められた同條第二項第五号八(1)の許可の基準」と、同法第八十七條第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

(河川法の規定による許可の特例)

第五十条 景観計画に第八条第二項第五号八(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川(以下この条において「景観重要河川」という。)の河川区域(同法第六条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川区域をいう。)内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者(同法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号八(2)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

### 第三章 景観地区等

#### 第一節 景観地区

##### 第一款 景観地区に関する都市計画

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

##### 第二款 建築物の形態意匠の制限

(建築物の形態意匠の制限)

第六十二条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

(計画の認定)

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百一条第三号において同じ。)は、することができない。

5 第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(違反建築物に対する措置)

第六十四条 市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第一項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又は

その敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 4 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。)若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。)に係る取引をした宅地建物取引業者(同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法(昭和二十四年法律第百号)又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例)

第六十六条 国又は地方公共団体の建築物については、第六十三条から前条までの規定は適用せず、次項から第五項までに定めるところによる。

2 景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体(以下この条において「国の機関等」という。)である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第二項の通知に係る建築物の建築等の工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。)は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第六十二条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、第六十四条第一項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(条例との関係)

第六十七条 第六十三条第二項及び前条第三項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(工事現場における認定の表示等)

第六十八条 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者(その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事施工者(建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三

項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(適用の除外)

第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
  - 二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
  - 三 文化財保護法第百四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
  - 四 第二号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
  - 五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの
- 2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。
- 一 景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分
  - 二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
  - 三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置)

第七十条 市町村長は、前条第二項の規定により第六十二条から第六十八条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩

の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。

- 2 前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第七十一条 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第三款 工作物等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

第七十二条 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域(当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第四項において同じ。)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。)の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 2 前項前段の規定に基づく条例(以下「景観地区工作物制限条例」という。)で工作物の形態意匠の制限を定め

たものには、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

- 3 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 4 工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めた景観地区工作物制限条例には、第六十四条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 5 景観地区工作物制限条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に相当する処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない旨を定めることができる。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

#### (開発行為等の制限)

- 第七十三条 市町村は、景観地区内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(次節において「開発行為」という。)その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができる。
- 2 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

### 第七章 罰則

第一百条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円

以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者
- 二 第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者
- 三 第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者
- 四 (略)

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者
- 五 第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者
- 六 第二十二條第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者
- 七 第二十三條第一項(第三十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者
- 八 第六十八条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第一百三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第一百四條 第二十六條又は第三十四條の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第百五条 第四十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第百六条 第四十三条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第百七条 第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項又は第七十六条第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附則（略）



## 景観法施行令（抄）

（平成十六年十二月十五日政令第三百九十八号）

最終改正：平成一七年七月二九日政令第二六二号

（公共施設）

第一条 景観法(以下「法」という。)第七条第四項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設とする。

（特定公共施設）

第二条 法第八条第二項第五号口の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業に係る土地改良施設
- 二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による下水道
- 三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による保安施設事業に係る施設
- 四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)による市民緑地契約に係る市民緑地
- 五 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)による雨水貯留浸透施設(国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項に規定する河川管理者が設置し、又は管理するものに限る。)
- 六 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防設備
- 七 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設(国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。)
- 八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和三十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設(地方公共団体が設置するものに限る。)
- 九 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑

（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）

第三条 法第八条第二項第五号ホの政令で定める行為は、自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十三条第三項第一号、第六号及び第十二号(同法第二十四条第三項の許可については、同法第十三条第三項第一号及び第六号)に掲げる行為とする。

（景観計画において条例で届出を要する行為を定める

ものとする場合の基準）

第四条 法第八条第三項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。))その他の物件の堆たい積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。))の外観について行う照明(以下「特定照明」という。)
- 七 火入れ

（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第五条 法第八条第三項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の建築等(法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。))又は工作物(建築物を除く。以下同じ。))の建設等(同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。))の制限は、次に掲げるものによること。
  - イ 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。
  - ロ 建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。
- 二 都市計画法(昭和三十四年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」とい

う。)の制限は、開発行為後の地貌ぼうが地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。

三 法第十六条第一項第四号に掲げる行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画)

第六条 法第八条第八項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項若しくは第十八条第一項の許可に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二条第一項の許可に係る工事実施計画

二 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第六条第一項の共同溝整備計画

三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第四条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画

四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第五条第二項の電線共同溝整備計画

五 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の河川整備計画

六 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条の三第一項の海岸保全基本計画又は同法第十三条第二項の協議に係る海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画

七 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第一項の港湾計画

八 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第三十二条第一項の埠頭保安規程又は同法第三十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程

九 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第一項、第十九条第一項若しくは第十九条の三第一項の特定漁港漁場整備事業計画又は同法第二十六条の漁港管理規程

十 自然公園法第七条第一項又は第三項の公園計画

十一 土地改良法第七条第一項若しくは第九十五条第一項の認可若しくは同法第九十六条の二第一項の同意に係る土地改良事業計画又は同法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の土地改良事業計画

十二 下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項の認可に係る事業計画

十三 森林法第五条第一項の地域森林計画又は同法第七条の二第一項の森林計画

十四 都市緑地法第四条第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

十五 特定都市河川浸水被害対策法第四条第一項の流域水害対策計画

十六 地すべり等防止法第九条の地すべり防止工事に関する基本計画又は同法第十一条第二項の協議に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第七条 法第十一条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、法第八条第一項に規定する土地の区域において一体として行われる良好な景観の形成の促進のための住民の活動及び法第十一条第二項に規定する特定非営利活動法人その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、景観行政団体は、条例で、区域を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二 仮設の工作物の建設等

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 建築物の建築等
- (2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等
- (3) 木竹の伐採
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 建築物の建築等
- (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- (3) 用排水施設(幅員が二メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (4) 土地の開墾
- (5) 森林の皆伐
- (6) 水面の埋立て又は干拓

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第三項第二号の制限で景観計画に定められたもののすべてが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

(届出を要しないその他の行為)

第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条

各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ(第二十四条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第四十三条第一項若しくは第二百五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為

四 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(変更命令等においてその履行に支障のないものとしなければならない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第十一条 法第十七条第三項の政令で定める他の法令の規定は、次に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。

一 軌道法(大正十年法律第七十六号)第十四条

二 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十条第四項及び第十七条第一項

三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第十一条第二項及び第十二条第三項

四 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第六十八条第五項(同法第七十五条第三項において準用する場合を含む。)

五 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第四十六条第一項

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十九条第一項第一号、第五十一条第一項、第二項(同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。)

む。)及び第三項並びに第五十一条の二第一項及び第二項

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第五十五条(同法第十一条において準用する場合を含む。)

八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百四十九号)第七条第一項、第十六条の二第一項及び第三十七条

(行為着手の制限の例外となる工事)

第十二条 法第十八条第一項、第六十三条第四項及び第六十六条第四項の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(許可を要しない景観重要建造物に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十三条 法第二十二条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除却
- 二 法第二十五条第二項の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為
- 三 管理協定に基づく行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(許可を要しない景観重要樹木に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十五条 法第三十一条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる樹木の伐採
  - イ 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採
  - ロ 危険な樹木の伐採
- 二 法第三十三条第二項の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為
- 三 管理協定に基づく行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第十七条 法第六十二条ただし書の政令で定める他の法令の規定は、第十一条第二号、第六号及び第七号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の

規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

(報告及び立入検査)

第十九条 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物につき、その建築等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、当該建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第二十条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。

二 工作物の高さの最高限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域、当該市街地が連続する山の稜りよう線その他その背景と一体となって構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える工作物の建設等を禁止することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

三 工作物の高さの最低限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

四 壁面後退区域における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。次号において同じ。)の設置の制限は、当該壁面後退区域において空地を確保することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

五 前各号の制限は、工作物の利用上の必要性、当該景観地区内における土地利用の状況等を考慮し、地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において定めること。

六 景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十五条第二項

(2) 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第百十四条の七

ロ 法第六十九条の規定の例による工作物についての適用の除外に関する規定

ハ 屋外広告物法第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての適用の除外に関する規定

(条例で景観地区又は準景観地区内において規制をすることができる行為)

第二十一条 法第七十三条第一項及び第七十五条第二項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)

二 木竹の植栽又は伐採

三 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

四 水面の埋立て又は干拓

五 特定照明

附則(略)

## 景観法施行規則（抄）

（平成十六年十二月十五日国土交通省令第百号）

最終改正：平成一七年八月三〇日国土交通省令第八七号

（景観計画区域内における行為の届出）

第一条 景観法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、景観行政団体の長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書

イ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ハ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為にあつては、次に掲げる図書

イ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

四 前三号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして景観行政団体の条例で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、景観行政団体の長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（届出が必要な事項）

第二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（物干場その他の工作物）

第四条 景観法施行令（以下「令」という。）第八条第四号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路（私道を除く。以下同じ。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物

二 消火設備

（物件の堆積の高さ）

第五条 令第八条第四号ロ(4)の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。

（景観重要建造物の指定の基準）

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（景観重要建造物の指定の提案）

第七条 法第二十条第一項の規定により景観重要建造物の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物の名称、所在地及び外観の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

一 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

二 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

三 法第二十条第一項の合意を得たことを証する書

類

- 2 前項の規定は、法第二十条第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十条第一項の合意」とあるのは、「法第二十条第二項の同意」と読み替えるものとする。

(景観重要建造物の所有者等に通知する事項)

第八条 法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定番号及び指定の年月日
  - 二 景観重要建造物の名称
  - 三 景観重要建造物の所在地
  - 四 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
  - 五 指定の理由となった外観の特徴
  - 六 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件の範囲
- 2 前項第六号に掲げる事項は、土地その他の物件の所有者が容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により通知するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

第九条 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一項第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 当該行為の設計仕様書及び設計図
  - 二 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
  - 三 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
  - 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(景観重要樹木の指定の基準)

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易

に望見されるものであること。

(景観重要樹木の指定の提案)

第十二条 法第二十九条第一項の規定により景観重要樹木の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る樹木の樹種、所在地及び樹容の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

- 一 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 二 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
- 三 法第二十九条第一項の合意を得たことを証する書類

2 前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替えるものとする。

(景観重要樹木の所有者等に通知する事項)

第十三条 法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定番号及び指定の年月日
- 二 景観重要樹木の樹種
- 三 景観重要樹木の所在地
- 四 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- 五 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請)

第十四条 法第三十一条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 当該行為の施行方法を明らかにする図面
  - 二 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
  - 三 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
  - 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(管理協定の基準)

第十五条 法第三十六条第二項第二号(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 協定建造物の管理の方法に関する事項は、建造物の維持修繕、安全上及び防火上の措置その他これらに類する事項で、建造物の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 二 協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 四 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(管理協定を締結しようとする旨等の公告)

第十六条 法第三十七条第一項(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 協定建造物の名称又は協定樹木の樹種
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨
- 五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第十七条 前条の規定は、法第三十九条(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(台帳)

第十八条 法第四十四条第一項の景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳(次項において「台帳」という。)には、景観重要建造物又は景観重要樹木につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 景観重要建造物にあつては、第八条第一項各号に掲げる事項
  - 二 景観重要樹木にあつては、第十三条各号に掲げる事項
- 2 台帳の記載事項に変更があったときは、景観行政団

体の長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

3 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件がある場合には、これらの範囲を表示する図面を併せて保管しなければならない。

(認定申請書の様式)

第十九条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第一項の申請書は、別記様式第二による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び別記様式第三による建築等計画概要書を添付したものとす。ただし、建築物の建築等の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等の規模に応じて、市町村長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- 一 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示したものに限る。)で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- 三 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面(申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。)で縮尺百分の一以上のもの
- 四 建築物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの
- 五 その他参考となるべき事項を記載した図書
- 六 前各号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして市町村の条例で定める図書

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(認定証の様式)

第二十条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第二項の認定証の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2 前項の認定証の交付は、前条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

(通知書の様式)

第二十一条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合しないものと認められた旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第五のとおりとする。



- 2 前項の通知書の交付は、第十九条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。
- 3 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第六のとおりとする。

(違反建築物の公示の方法)

第二十二條 法第六十四条第二項の国土交通省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

(景観地区内における違反建築物の設計者等の通知)

第二十三條 法第六十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十四条第一項の規定による命令(以下この条において「命令」という。)に係る建築物の概要
  - 二 前号の建築物の設計者等に係る違反事実の概要
  - 三 命令をするまでの経過及び命令後に市町村長の講じた措置
  - 四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項
- 2 法第六十五条第一項の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)、建設業法(昭和二十四年法律第百号)又は宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。
  - 3 前項の通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写しその他の命令の内容を記載した書面を添付するものとする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第二十四條 法第六十八条第一項の表示は、別記様式第七により行うものとする。

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の添付書類)

第二十六條 令第十八条第二項の国土交通省令で定める図面は、建築物の付近の見取図、配置図及び各階平面図(同条第一項第五号の命令の内容に係るものに限る。)とする。

(景観地区内における違反工作物の工事の請負人の通知)

第二十七條 法第七十二条第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 景観地区工作物制限条例の規定による法第六十四条第一項の処分に相当する処分(第三号において「処分」という。)に係る工作物の概要
- 二 前号の工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要
- 三 処分をするまでの経過及び処分後に市町村長の講じた措置
- 四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

附則(略)

様式(略)

# 伊勢市景観条例

平成 21 年 3 月 19 日  
伊勢市条例第 14 号

## 目次

### 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）

### 第 2 章 景観計画及びこれに基づく措置

#### 第 1 節 景観計画の策定等（第 8 条・第 9 条）

#### 第 2 節 行為の規制等（第 10 条 - 第 18 条）

#### 第 3 節 景観重要建造物等（第 19 条・第 20 条）

### 第 3 章 景観地区等

#### 第 1 節 景観地区（第 21 条）

#### 第 2 節 建築物に関する届出等（第 22 条 - 第 24 条）

#### 第 3 節 工作物の制限等（第 25 条 - 第 34 条）

### 第 4 章 表彰及び支援（第 35 条・第 36 条）

### 第 5 章 雑則（第 37 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、本市における良好な景観の形成に必要な事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、愛着と誇りの持てるまちづくり及び観光その他の地域間交流の促進並びに魅力あるまちの後世への継承に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第 2 条 本市の景観は、法第 2 条に規定する基本理念のほか、自然環境、建築物、都市基盤その他目に見えるものだけでなく、まちの歴史及び文化、人々の活動、生活の雰囲気その他目に見えないものが融合したものであることを旨として、その整備、保全及び創出が図られなければならない。

#### （市の責務）

第 3 条 市は、良好な景観の形成に必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、法、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他良好な景観の形成に関連する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるよう努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

#### （事業者の責務）

第 4 条 事業者は、第 2 条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

#### （市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

#### （相互の連携及び協力）

第 6 条 市民、事業者及び本市は、良好な景観の形成のために相互に連携し、協力しなければならない。

#### （定義）

第 7 条 この条例において使用する用語は、法及び景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物（建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。）の建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

### 第 2 章 景観計画及びこれに基づく措置

#### 第 1 節 景観計画の策定等

#### （景観計画）

第 8 条 市は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画を定める。

#### （沿道景観形成地区及び重点地区の指定）

第 9 条 市は、景観計画区域のうち、沿道の良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を沿道景観形成地区として指定することができる。

2 市は、景観計画区域のうち、良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める区域を重点地区として指定することができる。

3 前 2 項の沿道景観形成地区内及び重点地区内における法第 8 条第 2 項第 3 号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、沿道景観形成地区又は重点地区ごとに定めることができる。

#### 第 2 節 行為の規制等

#### （景観計画への適合）

第 10 条 景観計画区域内において、建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう努めなければならない。  
(届出を要する行為)

第 11 条 法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為(同条第 5 項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。))その他の物件の堆積

2 前項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(届出に係る助言等)

第 12 条 市長は、法第 16 条第 1 項の規定による届出が、景観計画に適合するかどうか審査するにあたり、伊勢市都市計画審議会(都市計画法第 77 条の 2 に基づき設置する都市計画審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴くことができる。

(勧告の手續及び公表)

第 13 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(適用除外)

第 14 条 景観計画区域(沿道景観形成地区及び重点地区を除く。)内における法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等で規則で定めるもの及び仮設の建築物の建築等
- (2) 工作物の建設等で規則で定めるもの
- (3) 法第 16 条第 1 項第 3 号及び条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する行為で規則で定めるもの
- (4) 条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する行為で規則で定めるもの
- (5) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、

若しくは届け出て行う行為又は国の機関若しくは地方公共団体が行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認める行為で規則で定めるもの

2 第 9 条第 1 項に規定する沿道景観形成地区内及び同条第 2 項に規定する重点地区内における法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、景観計画において定められた地区ごとに規則で定めるものとする。

(事前相談等)

第 15 条 景観計画区域内において法第 16 条に規定する行為を行おうとする者は、届出の前に当該行為が景観計画に定める行為の制限に適合するか否かについて、あらかじめ、市長に相談しなければならない。

2 市長は、前項の相談があった場合において、当該相談に係る行為が景観計画に定める行為の制限に適合しないと認めるときは、当該相談をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導するものとする。

(特定届出対象行為)

第 16 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等
- (2) 工作物の建設等

(変更命令の手續)

第 17 条 市長は、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定により、必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手制限の期間の短縮)

第 18 条 市長は、法第 18 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する期間を短縮するときは、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

### 第 3 節 景観重要建造物等

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定)

第 19 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定又は同法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定したとき又は同法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示し

なければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

(原状回復命令等の手続)

第20条 市長は、法第23条第1項又は第32条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

### 第3章 景観地区等

#### 第1節 景観地区

(認定申請書)

第21条 法第63条第1項に規定する申請書には、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第19条第1項第1号から第5号までに定める書類のほか、規則で定める図書を添付しなければならない。

#### 第2節 建築物に関する届出等

(計画の認定に関する審議会への意見聴取)

第22条 市長は、法第63条第1項の規定による申請又は法第66条第2項の規定による通知に係る建築物の計画が、法第62条の規定に適合するかどうかを審査するにあたっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(完了等の届出)

第23条 法第63条第2項又は第66条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第24条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (2) 三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)の規定により三重県指定有形文化財、三重県指定有形民俗文化財又は三重県指定史跡名勝天然記念物に指定された建築物
- (3) 伊勢市文化財保護条例(平成17年伊勢市条例第201号)の規定により伊勢市指定有形文化財、伊勢市指定有形民俗文化財又は伊勢市指定史跡名勝天然記念物に指定された建築物
- (4) 前3号のいずれかの建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (5) 地下に設ける建築物

(6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物

#### 第3節 工作物の制限等

(工作物の形態意匠の制限)

第25条 法第72条第1項に規定する景観地区内における工作物の形態意匠は、規則で定める設置の制限の基準(以下「形態意匠の基準」という。)に適合するものでなければならない。

(形態意匠の認定)

第26条 景観地区内において工作物の建設等をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、あらかじめ、その計画が、形態意匠の基準に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた工作物の計画を変更して建設等を行おうとする場合も同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る工作物の計画が形態意匠の基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて形態意匠の基準に適合するものと認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る工作物の計画が形態意匠の基準に適合しないものと認めるとき、又は当該申請の記載によっては形態意匠の基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 申請者は、第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の工作物の建設等の工事(令第12条で定める工事を除く。)は、することができない。

(違反工作物に対する措置)

第27条 市長は、第25条の規定に違反した工作物があるときは、建設等工事主(工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。)当該工作物の建設等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この節において同じ。)若しくは現場管理者又は当該工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その

旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る工作物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反工作物の請負人に対する措置)

第28条 市長は、前条第1項の規定による処分をした場合においては、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建設業法(昭和24年法律第100号)の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例)

第29条 国又は地方公共団体の工作物については、第26条から前条までの規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 景観地区内の工作物の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体(以下この条において「国の機関等」という。)である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る工作物の計画が形態意匠の基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該基準に適合するものと認めるときは、又は当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該基準に適合しないものと認めるとき、又は当該基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときに

あつては、その旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第2項の通知に係る工作物の建設等の工事(令第12条で定める工事を除く。)は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市長は、国の機関等の工作物が形態意匠の基準に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該工作物を管理する国の機関等に通知し、第27条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(計画の認定に関する審議会への意見聴取)

第30条 市長は、第26条第1項の規定による申請又は前条第2項の規定による通知に係る工作物の計画が、第25条の規定に適合するかどうかを審査するにあたって、必要と認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(工事現場における認定の表示等)

第31条 景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、建設等工事主、設計者(その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事施工者(工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第26条第2項及び第29条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第26条第2項又は第29条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(完了等の届出)

第32条 第26条第2項及び第29条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第33条 第25条から前条までの規定は、次に掲げる工作物については、適用しない。

- (1) 令第20条第6号イ及び八に掲げる法律の規定により形態意匠に係る義務が定められている工作物
- (2) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された工作物
- (3) 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物

として指定され、又は仮指定された工作物

- (4) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された工作物
- (5) 三重県文化財保護条例の規定により、三重県指定有形文化財、三重県指定有形民俗文化財又は三重県指定史跡名勝天然記念物に指定された工作物
- (6) 伊勢市文化財保護条例の規定により、伊勢市指定有形文化財、伊勢市指定有形民俗文化財又は伊勢市指定史跡名勝天然記念物に指定された工作物
- (7) 前4号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (8) 地下に設ける工作物
- (9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る工作物  
(報告及び立入検査)

第34条 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、工作物の所有者、管理者若しくは占有者、建設等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況その他必要な事項に関し報告させ、又はその職員に、工作物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、工作物、工作物の材料その他工作物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第4章 表彰及び支援

(表彰)

第35条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等について、当該建築物等の所有者、事業者等を表彰することができる。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行った者を表彰することができる。

(助成)

第36条 市長は、重点地区内において建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者に対し、良好な景観の形成に著しく貢献すると認めるときは、当該行為に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

- 2 市長は、景観重要建造物の所有者に対し、保全のために必要があると認めるときは、保全に要する費用の

一部を予算の範囲内において助成することができる。

#### 第5章 雑則

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定については、平成21年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 伊勢市まちなみ保全条例(平成元年条例第24号。以下「まちなみ保全条例」という。)及び二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例(平成13年条例第24号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前のまちなみ保全条例第10条の規定による貸付けの決定があった資金及び現に貸し付けた資金については、まちなみ保全条例の規定は、この条例の施行後も、なお、その効力を有する。

# 伊勢市景観規則

平成 21 年 6 月 12 日  
規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。) 景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。)及び伊勢市景観条例(平成 21 年伊勢市条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 条例第 7 条第 2 号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突(支枠及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの
- (2) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(前号に掲げるものを除く。)
- (4) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 擁壁、さく又は堀
- (7) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (9) 自動車車庫の用途に供するもの
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設の用途に供するもの
- (11) 太陽光発電施設
- (12) 前各号に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの(行為の届出)

第 3 条 法第 16 条第 1 項及び条例第 11 条第 2 項に規定する届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 11 条第 2 項の規定による届出は、前項の届出書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、行為の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- (1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該

区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの

- (2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

- (3) 景観法施行令(平成 16 年政令第 398 号。以下この条において「政令」という。)第 4 条第 1 号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)にあっては、設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

- (4) 政令第 4 条第 1 号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採に限る。)にあっては、次に掲げる図書  
ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

- イ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

- (5) 政令第 4 条第 4 号に掲げる行為にあっては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

(変更の届出)

第 4 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第 2 号)により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第 5 条 法第 16 条第 5 項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

(勧告等による公表)

第 6 条 条例第 13 条第 2 項に規定する公表は、伊勢市公告式条例(平成 17 年伊勢市条例第 3 号)に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法によるものとし、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告に従わない旨の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(届出を要しない行為)

第 7 条 条例第 14 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の高さ(地盤面からの高さをいう。)が 10 メートル以下かつ建築面積が 1,000 平方メ

ーメートル以下のもの

(2) 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が 10 平方メートル以下のもの又は外観を変更することとならないもの

(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が 10 平方メートル以下のもの

2 条例第 14 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第 2 条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで又は第 7 号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「建設等」という。）で、当該工作物の高さ（地盤面からの高さをいう。第 6 号を除き、以下この項において同じ。）が 10 メートル以下のもの

(2) 第 2 条第 2 号に掲げる工作物の建設等で、当該工作物の高さが 30 メートル以下のもの

(3) 第 2 条第 6 号に掲げる工作物の建設等で、当該工作物の高さが 5 メートル以下又は長さが 10 メートル以下のもの

(4) 第 2 条第 8 号から第 10 号までに掲げる工作物の建設等で、当該工作物の高さが 10 メートル以下であり、かつ、築造面積が 1,000 平方メートル以下のもの

(5) 第 2 条第 11 号に掲げる工作物の建設等で、当該工作物の高さが 10 メートル以下であり、かつ、太陽電池モジュールの面積の合計が 1,000 平方メートル以下のもの。この場合において、同一敷地、一団の土地等において一体的に設置されるものについては、一の施設とみなして、この号の規定を適用する。

(6) 第 2 条第 12 号に掲げる工作物の建設等で、建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが 5 メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル以下（前項第 2 号に掲げるものにあつては、30 メートル以下）のもの

(7) 第 2 条第 12 号に掲げる工作物（同条第 11 号に掲げる工作物に係るものに限る。）の建設等で、太陽電池モジュールの面積の合計が 1,000 平方メートル以下のもの。この場合において、同一敷地、一団の土地等において一体的に設置されるものについては、一の施設とみなして、この号の規定を適用する。

(8) 第 2 条第 13 号に掲げる工作物の建設等で、当該工作物の高さが 10 メートル以下であり、かつ、築造面積が 1,000 平方メートル以下のもの

(9) 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が

10 平方メートル以下のもの

(10) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が 10 平方メートル以下のもの

3 条例第 14 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める行為は、行為に係る土地の面積が 3,000 平方メートル以下であり、かつ、行為によって生ずる法面又は擁壁の高さが 5 メートル以下又は長さが 10 メートル以下のものとする。

4 条例第 14 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める行為は、行為に係る土地の面積が 3,000 平方メートル以下で、かつ、高さが 5 メートル以下のもの又は 90 日を超えて継続しないものとする。

5 条例第 14 条第 1 項第 5 号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項の規定により許可を受けて行う行為

(2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条の規定に基づく公園事業の執行、同法第 20 条第 3 項若しくは第 21 条第 3 項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第 68 条第 1 項の規定による協議に係る行為

(3) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定により認可を受け、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 25 条の許可を受けて行う行為又は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合に限る。）

6 条例第 14 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 国の機関又は地方公共団体が行う行為で、市長が別に定めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認める行為で、市長が別に定めるもの

（沿道景観形成地区における届出を要しない行為）

第 8 条 沿道景観形成地区における条例第 14 条第 2 項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの建築等で、当該工作物の高さが 30 メートル以下のもの

(2) 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が 10



平方メートル以下のもの又は外観を変更することとならないもの

- (3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10平方メートル以下のもの
- (4) 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10平方メートル以下のもの
- (5) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10平方メートル以下のもの
- (6) 法第16条第1項第3号又は条例第11条第1項第1号に規定する行為にあっては、行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下であり、かつ、行為によって生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
- (7) 条例第11条第1項第2号に規定する行為は、行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下で、かつ、高さが5メートル以下のもの又は90日を超えて継続しないもの
- (8) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(重点地区における届出を要しない行為)

第9条 重点地区における条例第14条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの建築等で、当該工作物の高さが30メートル以下のもの
- (2) 建築物の増築又は改築で、外観を変更することとならないもの
- (3) その他市長が別に定めるもの

(事前相談)

第10条 条例第15条に規定する相談をしようとする者は、景観計画区域内における行為の事前相談申出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(行為の着手制限の期間の短縮)

第10条の2 条例第18条の規定による通知は、景観計画区域内における届出に係る行為の着手制限期間短縮通知書(様式第4号の2)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第11条 法第20条第1項又は法第29条第1項の提案は、指定提案書(様式第5号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第11条の2 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書(様式

第5号の2)により行うものとする。

(景観重要建造物等の標識)

第11条の3 法第21条第2項又は第30条第2項の規定に基づき設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木である旨
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 指定番号及び指定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

(景観重要建造物等の現状変更許可の申請)

第12条 法第22条第1項又は第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物等現状変更許可申請書(様式第6号)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請について許可するときは、景観重要建造物等現状変更許可書(様式第6号の2)を申請者に交付するものとする。

(景観重要建造物等の解除の通知)

第12条の2 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(様式第6号の3)により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者変更等の届出)

第13条 法第43条に規定する届出は、所有者変更届出書(様式第7号)に当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したことを証する書類を添えて提出するものとする。

2 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が住所又は氏名を変更したときは、所有者住所氏名変更届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(申請書に添付する図書)

第14条 条例第21条に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、行為の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- (1) 縮尺が100分の1以上の平面図
- (2) 屋外における建築設備の位置図
- (3) その他市長が必要と認める図書

(完了等の届出)

第15条 条例第23条又は条例第32条の規定による届出は、景観地区内における行為の完了届出書(様式第9号)に完了又は中止後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

( 工作物の形態意匠等の制限 )

第 16 条 条例第 25 条に規定する規則で定める基準は、別表に定めるところによる。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会( 伊勢市都市計画審議会条例( 平成 17 年伊勢市条例第 157 号 ) 第 1 条に基づき設置する伊勢市都市計画審議会をいう。)の意見を聴いて良好な景観の形成に資すると認める場合は、この限りでない。

( 申請書に添付する図書 )

第 17 条 条例第 26 条第 1 項前段の規定による計画の認定を受けようとする者は、景観地区内における工作物の計画認定申請書( 様式第 10 号 ) に次に掲げる図書して市長に提出するものとする。ただし、市長が図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面( 道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における工作物の位置を明示したものに限り。) で、縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面( 申請に係る工作物と他の工作物との別、土地の高低及び敷地が接する道路の位置を明示したものに限り。) で、縮尺 100 分の 1 程度のもの
- (4) 工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図で、縮尺 50 分の 1 程度のもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

2 条例第 26 条第 1 項後段の規定による変更に係る認定を受けようとする者は、景観地区内における工作物の変更計画認定申請書( 様式第 11 号 ) に前項各号に掲げる図書( 変更に係るものに限り。) を添えて、市長に提出するものとする。

( 違反工作物に対する措置等 )

第 18 条 条例第 27 条第 2 項に規定する公示は、伊勢市公告式条例の掲示場に掲示して行うものとする。

( 違反工作物の工事の請負人の通知 )

第 19 条 条例第 28 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 27 条第 1 項の規定による命令( 以下この条において「命令」という。) に係る工作物の概要
  - (2) 前号の工作物の請負人に係る違反事実の概要
  - (3) 命令をするまでの経過及び命令後に市長の講じた措置
  - (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項
- 2 前項による命令の通知には、命令書の写しその他命

令の内容を記載した書面を添付するものとする。

( 工事現場における認定の表示等 )

第 20 条 条例第 31 条第 1 項の規定による表示は、様式第 12 号により行うものとする。

( 身分証明書 )

第 21 条 法第 17 条第 8 項、第 23 条第 3 項、第 32 条第 1 項において準用する法第 23 条第 3 項、第 64 条第 5 項及び第 71 条第 2 項並びに条例第 27 条第 5 項及び第 34 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書( 様式第 13 号 ) によるものとする。

( 書類の提出部数 )

第 22 条 法、省令、条例又はこの規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出する場合にあっては正本 1 部及び副本 1 部とし、その他の場合にあっては、市長が別に定める。

( その他 )

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。  
( 伊勢市まちなみ保全条例施行規則及び二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例施行規則の廃止 )
- 2 伊勢市まちなみ保全条例施行規則( 平成元年伊勢市規則第 24 号 ) 及び二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例施行規則( 平成 13 年二見町規則第 8 号 ) は、廃止する。

( 伊勢市まちなみ保全条例施行規則の廃止に伴う経過措置 )

- 3 この規則の施行の際、現に伊勢市景観条例( 平成 21 年伊勢市条例第 14 号 ) 附則第 2 項の規定による廃止前の伊勢市まちなみ保全条例( 平成元年伊勢市条例第 24 号 ) 第 10 条の規定による貸付けの決定があった資金及び現に貸し付けている資金については、この規則による廃止前の伊勢市まちなみ保全条例施行規則は、この規則の施行の日以後において、なお、その効力を有する。

附 則( 平成 23 年 10 月 4 日規則第 39 号 )

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
( 経過措置 )
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の伊勢市景観規則に定める様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 42 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 30 日規則第 68 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 16 条関係）

対象事項	景観形成基準
形態意匠・色彩	周囲の景観との調和に配慮する。
屋外照明	歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努める。
外構	1 通り又は河川敷に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とする等、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図る。 2 駐車場、ガレージ等を設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した塀等を設けること等により、まちなみの連続性が損なわれないように配慮する。
自動販売機等	外装の色彩は、茶色系又は灰色系とする。

